◆法と経済学会・第17回全国大会 講演報告◆

口招待講演 2

『「法と経済学は時代遅れだ」と言われないための処方箋』

日時:2019年7月14日(日)14:10~14:50

場所: 駒澤大学 深沢キャンパス(120周年アカデミーホール)

草野 耕一判事(最高裁判所)

司会:太田 勝造 (明治大学)

【太田】: 皆さま、こんにちは。少し、早いですが、皆さまお揃いのようですし、準備の方も整いましたので、草野耕一最高裁判所判事によります「『法と経済学は時代遅れだ』と言われないための処方箋」というポレミックなお話を承りたいと思います。皆さまの中には、なんで僕がここで司会をしているのだろうと思ってる方もいらっしゃると思いますが、草野先生が弁護士時代、東京大学法科大学院で教授として教えていただいたときに、一緒に法学部の「法と経済学」の講義をさせていただいたことがありまして、それ以来、大変親しくご指導を賜っております。

今日のプロシージャといたしましては、まず神田会長から草野先生のご紹介をいただいて、 その上で草野先生のご講演を賜りたいと思います。では神田会長、宜しくお願いいたします。

【神田(学習院大学大学院法務研究科教授)】:

慣例のようですので、恐縮ですけども、私から草野さんを一言ご紹介申し上げます。皆さま方、十分ご存知じなので、ご紹介する必要もないと思いますけども、草野さんは、東京大学をご卒業の後、ハーバードロースクールのLLM等もお持ちでいらっしゃいまして、長年、弁護士、特にM&Aその他の分野をリードする弁護士でいらっしゃるとともに、その間、東京大学でも教えていただきましたし、その他、京都大学、

慶應大学、そしてハーバードロースクール等でも客員教授等として教鞭を執られました。昨年だったと思いますが、東京大学から博士号もお取りになりまして、今年の2月に最高裁判所の判事にご就任になっておられます。

ご著書もたくさんありまして、ここで私がご紹介するのもどうかと思いますけれども、最近、2010年以降のものでいいますと、『会社法の正義』、2011年。『未央の夢-ある国際弁護士の青春』、2012年、『数理法務のすすめ』、2016年、そして『株主の利益に反する経営の適法性と持続可能性』というのが2018年。これは東京大学からの博士号をお取りになった著作だと思います。

これ以上、ご紹介する必要もまったくございませんので、以上とさせていただきます。本日は大変お忙しいところお越しいただき、どうもありがとうございました。それでは太田さんにバトンタッチさせていただきます。よろしくお願いします。

【太田】: 1つだけ付け加えさせていただきますと、草野先生の好きな言葉が、これは最高裁判所のホームページに載っておりますが、『日々学び、日々反省し、以って向上し続ける』ということでございます。われわれが直接よくお聞きするのは、数学が大好きでいらっしゃるということでございます。では草野先生、よろし

くお願いいたします。

【草野】: 神田さん、太田さん、ご丁重なご紹介、ありがとうございました。ただ今ご紹介いただきました草野耕一です。本日発言の機会をいただきましたこと、光栄に存じ上げます。それでは、日頃法と経済学について考えておりますことをお話しさせていただきますので、ご清聴のほどよろしくお願いいたします。

(はじめに)

本日の講演には『「法と経済学は時代遅れだ」と言われないための処方箋』といういささか刺激的なタイトルを付けさせていただいたのですが、これには理由があります。実はある法哲学者の先生が、最近某法科大学院の法哲学の授業の中で、「法と経済学は時代遅れの思想だ」という発言をされたということを聞いて、この題名を付けさせていただいた次第です。この先生は、平素から私が大変尊敬申し上げている方でありまして、恐らく法と経済学に対する真摯な思いをお述べになられたと思うのですが、であればなおさらのことこの発言を深刻に受け止めなければならないと考えた次第です。

この先生は、さらに続けて、「20世紀の終わ り頃には法と経済学は非常に脚光を浴びたけ れども、残念ながら最近はあまりはやっていな い。振り返ってみると、法と経済学は不法行為 法と知的財産権法と独占禁止法という3つの 分野でしか成果を残せなかったのではないか」、 とおっしゃったそうですが、この発言も私にと っては衝撃的なものでした。御承知のとおり、 法と経済学は今申し上げました3分野に限ら ず多くの分野において多大な成果を上げてき ております。のみならず帰結主義と厚生主義を 基軸とする法と経済学の方法論は現代社会に おいて客観的に法の良し悪しを論じるための ほとんど唯一の手段であり、法と経済学は10 年、20年の単位で流行ったり廃れたりするよ うな「やわな」法思想ではありません。しかし ながら、法と経済学の真価は日本の法学会では

あまり理解されておらず、であればこそ基礎法 学という点では法と経済学と近い分野である 法哲学の先生ですら、今申し上げたような低い 評価をもっておられるというのが現状だと思 うのです。

実務の世界はより深刻でして、私は、神田さんにご紹介いただきましたとおり、今年の2月から最高裁で働いているのですが、最高裁には調査官と呼ばれる中堅の裁判官が何十人も働いていらっしゃいます。彼ら・彼女らは恐らく、日本の法曹の中でもエリート中のエリートであり、事実大変優秀な方ぞろいなんですけども、残念ながら法と経済学についてはほとんどご存じありません。ですから、法と経済学のtermを使って議論をしても、うまくcommunicateできず、いわんやそれを判決書に反映させることはさらに困難であるというのが現状です。

この状況を何とかしなければならない。どうしたら法と経済学がわが国においてもっとよく理解してもらえるようになるのだろうか。この点に関しまして、私なりに思うところを、これから2点に絞ってお話しさせていただきたいと思います。

(処方箋その1-数学教育の必要性)

まず1点目なんですけども、結論から申し上 げますと、それは数学教育を普及させることで す。最初に冷厳な事実をお話し申し上げたいん ですが、私は、今年の2月まで6年間、慶應の 法科大学院で教鞭をとっていましたが、そこで 担当していた科目の一つに数理法務という授 業がありました。これは、神田さんと御一緒に 翻訳いたしました『数理法務概論』、原題を 『Analytical Methods for Lawyers』という教 科書を使って、法と経済学をはじめとするさま ざまな法の数理分析の技法を教えるという科 目です。私が言うのもおこがましいのですが、 これはなかなかに面白い、画期的な科目であり まして、慶應で教える以前には、東大の法科大 学院でもこれと類似した内容の科目を3年間 にわたり教えてまいりました。しかるに、東大 の法科大学院では少ない年でも50人、多い年には100人ぐらいの学生が毎年聴講してくれたのですが、慶應では悲しいかな履修生の数は毎年大体10人前後であり、10人を割ることも少なくありませんでした。ご承知のとおり、慶應の法科大学院と東大の法科大学院は、司法試験の合格率や合格者数では全国で1、2を争う、いずれも素晴らしい法科大学院なのですが、今申し上げましたように数理法務ないしはこれに類似の科目の履修者数にはこれだけの差が生じてしまうのです。

この差はどこから生じるのかというと、その 理由はやっぱり数学の受験勉強をした経験が 有るかないかによるものではないでしょうか。 東大の法科大学院の学生の多くは東大の法学 部出身者であって、東大では文系、理系を問わ ず数学が大学受験の必修科目となっています。 これに対して慶應の法科大学院の学生の多く は、慶應か、あるいはそれ以外の有名私立大学 の法学部出身者であり、私立大学の法学部では 数学が受験科目に含まれていません。その結果、 慶應法科大学院の学生には、過去に数学の勉強 を一生懸命した経験がない人が多く、そうであ るがために、いくら優秀な学生であっても、と いうかむしろ優秀な学生であればなおさらの こと平均点が下がることを恐れて、数学を必要 とすると思える科目の履修を回避する傾向が あるのではないでしょうか。これに対して東大 法科大学院の学生の多くは、過去に一生懸命数 学を勉強して東大に合格したという成功体験 があるものですから、新たな意欲をもってそう いう科目にチャレンジできる。これが、履修者 数の差になっているのだと思うのです。

以上の事実から推論するに、法と経済学をは じめとする法の数理分析を法律家志望者の多 くが率先して勉強しようとしない最大の理由 は彼ら彼女らが数学に対して持っている苦手 意識であり、この点を克服することこそが法と 経済学の理解者の裾野を広げる上において喫 緊の課題であると思います。もっとも、この点

に関しては別の意見もあるようでして、とくに 経済学部の先生方の中には、「厳密な数学を知 らなくても経済学を理解することはできる」と いうお考えの方が多いようです。なぜ、そのよ うな考え方をなされるのかをかつて著名な経 済学の先生に聞いたことがあるのですが、その 先生いわく、「経済学部の学生であっても数学 を理解していない者は驚くほど多いが、そのよ うな人達でも4年間真面目に経済学の勉強を すればそれなりに経済事象を分析し自分の頭 で考える力が身につくものであり、さればこそ、 数学は経済学を理解する上において不可欠な ツールではない」というのです。しかしながら、 この議論は法律学の一助として経済学を学ぶ 者には当てはまらないのではないでしょうか。 と申しますのは、法律学にとっては論理こそが 命だと思うからです。もちろん、法律学は日常 言語を使って論理を進めていく学問ですから、 論理の厳密さにも限度はあります。しかしなが ら、あらゆる問題をできるだけ明晰な日常言語 を使って、論拠を明示しつつ、批判的に分析し ながら論理を構築していくという法律学のあ り方こそが現代においてもなお法学という学 問が有用な知的活動としての賞味期限を失っ ていないことの理由なのではないかと思うの です。であるとすれば、法律家は経済学的な議 論をするときにおいても、その議論がいかなる 仮定を置いていて、どこまでの射程距離を備え た議論であるのかということを正しく知って いなければならない、そう思うのであります。

例を挙げますと、なぜ税法と社会保障法以外 の法分野においては厚生の最大化ということ に特化した議論をすることが規範的に正当化 できるのかということを正しく理解するため には、厚生経済学の第一基本定理と第二基本定 理を理解していなければなりません。あるいは、 法と経済学の重要な概念に支払用意額という ものがありますが、これは余剰という部分均衡 論上の概念に由来するものであって、この支払 用意額という概念を使ってパレート最適とい う一般均衡論上の概念と整合的な議論がなぜできるのかということを理解するためには、対象となっている財以外の全ての財の購入に充てうる貨幣額をニュメレール財とする準線形の効用関数を使って分析を行っても、近似的妥当性が保たれるということを理解していなければ、議論は破綻してしまいます。そういったことを考えると、やっぱりある程度の数学的知識というものが法と経済学を語る上においては不可欠であると思うのです。

そこで、ぜひ私立大学の法学部においても数学を受験の必修科目にしてもらいたいと思うのですが、では高校数学だけ勉強していれば十分かというと、残念ながらそうもいきません。最大の問題は、現在の高校数学が、高校物理を教えるために必要な情報を網羅的に教えるという体系になっているがために、経済学を学ぶために必要な、厳密な数学を教えていないことです。

例を挙げますと、高位の無限小という概念を 高校数学では教えておりません。これを教えて いないがために、合成関数の微分公式の証明を 非常に直感的であいまいなものにとどめてい ます。これでは経済学の理解に不可欠な全微分 に関する公式を理解できませんので、ミクロ経 済学の勉強を始めた途端につまずいてしまい ます。それから、例えばさっき申し上げた厚生 経済学の基本定理を理解するためには不動点 定理や超平面分離定理など高校数学だけでは 対処できない定理の理解が不可欠です。ですか ら法学部に入った後の教養課程において、線形 代数と解析学、それからできればファイナンス 理論と統計学をしつかり教えるようにして、法 と経済学を専門に勉強する人の裾野を広げて いくようにご努力いただきたいと思うのです。

ちなみに、このような話をすると、なにかマニアックなことを言ってるという印象を持たれる方が多いかもしれません。しかしながら、日本語という残念ながら国際性に乏しい言語を母国語とする日本の法律家が国際社会で発

言力を高めていくためには数学や統計学の力を最大限活用するより他に道はないように思えます。ですから数学を日本の法律家が学ぶということは、ひとり、法と経済学のためのみならず、大げさに言えば、わが国が今後とも国際社会で名誉ある地位を占め続けるために、必要なことなのではないかと思いますので、ぜひ皆さまにおかれては数学教育の普及にご尽力願いたいと思います。これが一つ目の処方箋です。(処方箋その2-実定法の各論的議論の必要性)

次に、二つ目の処方箋についてお話しします。 先ほど実務界ではあまり法と経済学が知られ てないと申し上げましたが、実は実定法の研究 者の世界においても法と経済学を踏まえた議 論がなされることは少ないというのが現状で す。唯一の例外は会社法と税法であって、この 二つの分野においては、法と経済学に精通した 研究者がたくさんいらっしゃることは皆様よ く御存知のことと思いますが、それ以外の科目、 特に民法とか訴訟法といった、法学の王道であ るべき世界においては、残念ながら法と経済学 に則ったアプローチを積極的に取り入れてく れるかたは僅少です。そこで、ぜひ法と経済学 を御専門とする研究者の皆さま自らが、ある種 の他流試合に挑む覚悟で実定法の世界の具体 的な論点に切り込んでいって、さまざまなご提 言やご分析をしていただきたいと思うのであ ります。

そこで、本日は「隗より始めよ」との気持ちから、つたない分析で恐縮ですが、精神的損害に対する賠償額の問題を取り上げて、法と経済学の観点から簡単にお話しをさせていただきたいと思います。

精神的損害に対する賠償額のことをわが国の民法では慰謝料といいますが、裁判所が認める慰謝料の額はとても少ない金額にとどまっています。この点に関して1986年のいわゆる北方ジャーナル事件において最高裁は次のような指摘をしています。すなわち、「我が国において名誉乗損に対する損害賠償はそれが

認容される場合においても、しばしば名目的な 低額に失するとの非難を受けているのが実情 と考えられるのであるが、これが本来表現の自 由の保障の範囲外とも言うべき言論の横行を 許す結果となっているのであって、この点は関 係者の深く思いを致すべきところと考えられ る」というのが同裁判において大橋裁判官が述 べた補足意見であります。しかしながら、この ような問題意識があるにもかかわらず、その後 も裁判所が認定する慰謝料額は低額にとどま ったままであり、2003年から2014年ま での12年間における慰謝料認定額全体の中 央値は100万円に過ぎません。100万円の慰 謝料では弁護士費用すら十分には賄えません。 ですから、泣き寝入りしてしまう被害者も多く、 このままでは法の支配が貫徹できないという ゆゆしき事態に至っているわけです。

そこで、この問題を法と経済学の観点からど う考えるかなのですが、実は法と経済学の専門 家の中にも、慰謝料額は名目的な金額でよいと 言ってる方が少なくないのです。その理由は何 かというと、要するに、いくらお金を支払って も精神的損害を補填することはできないとい うことです。そうである以上、リスク回避的な 人に負担を与えないようにすることが不法行 為制度の目的だと考える限り、換言すれば、不 法行為制度はある種の保険制度であると考え る限り、いくら賠償額を高くしても制度の運用 費用がかさむだけであると、こういう考え方が あることは事実です。

しかしながら不法行為法には保険的機能も さることながら、外部不経済の発生を抑止して 厚生損失を極小化するという機能があります。 そして、この点から考えるならば、精神的損害 に対しても十分な賠償額を課さなければいけ ないことは明らかではないでしょうか。しから ば、どの程度の賠償額を課せば名誉やプライバ シーに対する侵害を抑止できるかということ ですが、最低限言えることは、少なくとも被害 者が訴えを起こそうという気になるレベルの 額の慰謝料が認定されなければ、先ほど申し上 げましたように、結局、みんな泣き寝入りして しまうので、抑止力が機能する余地がなくなっ てしまいます。

このことを最近、優秀なベテラン裁判官と話 したところ、その裁判官は、「100万円を超 すような高額の慰謝料を認めようとすれば、そ れは一種の懲罰的賠償を課すことになるので はないか。そして、懲罰的賠償を課すことは日 本の民法上無理な要請ではないか」とおっしゃ られたので、私は非常にびっくりいたしました。 なぜならば、この御発言の背景には明確な基準 を使って金銭に換算できないような損害は本 来賠償額の計算に入れることができないとい う考え方があるように思えたからです。しかし ながら、法と経済学の理念に則って考える限り、 名誉とかプライバシーというものは社会の構 成員各自が保有している初期保有財産ですか ら、それを手放してもよいと思うレベルの賠償 額を課さなければ、外部不経済を最小化するこ とはできません。そしてこのレベルの金額がい くらであるかを考えれば、それは、少なくとも 訴訟を起こすインセンティブを確保するレベ ルの金額をはるかに上回る額となることは当 然です。

もっとも、プライバシーや名誉を手放す用意 のある金額というものを実務の中で賠償額と して認定していくためには、クリアしなければ ならない問題がいくつかあります。問題の一つ はそういう賠償額を認定するための根拠とな る統計資料がわが国にはほとんど存在しない ということです。これがアメリカでしたら、損 害の認定は事実問題だということで、陪審員の 判断に委ねればよいのでしょうが、わが国では そうはいかないので、やっぱり裁判官が寄って 立つ根拠となるような統計資料を準備しない といけないということが一つの問題です。

ですけど、実はもっと深刻な問題がありまして、それは何かといいますと、名誉やプライバシーを手放してもよいと思う金額というのは、

被害者となった方が持っている保有資産の総 額がいくらであるかによって極端に違うので はないかという問題です(「名誉やプライバシ 一は所得効果の大きな財ではないか」といって もよいでしょう)。要するに同じ名誉、同じプ ライバシーであっても、とてもお金持ちな人は 何億というお金を支払ってもらわなければ手 放したくないと思うでしょうし、普通の人々は もっと少ない金額でもいいと思うかもしれま せん。この問題を正面から論じた場合、それに ついて社会的コンセンサスが得られるのかと いうことに関して大きな懸念を感じざるを得 ません。ちなみに、逸失利益に関しましては、 高額所得者と低額所得者では評価が違って当 然であるという判例法が確立しているのです が、プライバシーや名誉の毀損に関しても、お 金持ちの人と普通の人では支払われるべき賠 償額が違うという判例法理をわが国の社会が 容認するのかどうかは難しい問題だと思うの です。

精神的損害に対して法の支配が及んでない ことに関しては、もう一つ大きな原因があるよ うに思えます。それは、いわゆるJudgment Proof、 つまり無資産問題であり、要するに賠償額を支 払う能力のない人に対しては抑止力が働かな いという問題です。最近、いじめ問題について 高名な弁護士の先生とお話しする機会があり まして、私がその先生に対して、「いじめ問題 については、その社会的原因は何かということ がおおいに語られているけれども、実際にいじ めを行ってる少年・少女が加害者であることは 明らかなのだから、まずはこの少年・少女に対 して民事訴訟の請求を起こすプラクティスを 確立すれば、いじめ問題は大幅に減少するので はないか」ということを若干provokingなtone で話してみたのですが、その先生がおっしゃる には、いじめをする少年・少女の家庭の多くは 資産の乏しい家庭であるから、いくら裁判をし ても結局のところお金が取れず、だから民事訴 訟を起こしても費用倒れになってしまうから

訴訟が起こせないというのが現状なのだという話を聞いて、これはやっかいな問題だなと思いました。

もしかしたらインターネットを通じて第三者のプライバシーを侵害する人の多くにも Judgment Proof問題が当てはまるのかもしれませんが、いずれにしても Judgment Proof問題を解決しないと、精神的損害に対する加害の横行という、ゆゆしき状況を回避することができないのかもしれません。

この点についてもぜひ法と経済学のご専門家の方にいろんな分析をしてもらいたいと思うのですが、考え得る一つの方法は、Vicarious Liability、つまり代位責任の範囲について、現行法をできる限り拡張解釈し、必要な場合には立法的な措置も講じた上でこれを拡大していくことだと思います。たとえば学校や地方公共団体や国の責任を拡大し、インターネットの問題であれば、現行のプロバイダー責任法を改正して、プロバイダーの責任をもっと追及しやすくすることを検討する必要があるのではないでしょうか。

Judgment Proof問題を解決し得るもう一つの手段としては、労役場留置制度を民事の賠償額についても適用可能とするという立法論があり得ます。ご承知だと思いますが、刑法上の罰金が払えないときには、被告人は罰金を支払うまで労役場に強制的にとどめ置かれて働かされます。この制度は民事の世界には適用されていないのですけれども、少なくとも故意の不法行為については、これに類似のものがあってもいいように思います。そうでない限り、Judgment Proof問題を解決できないように思うからですが、この点に関しても積極的なご提言を、法と経済学の研究者の皆さまにしていただきたいと考える次第です。

(おわりに)

さて、ここまで数学教育の必要性と実定法の 具体的な問題に法と経済学のご専門家の方が 切り込んで、他流試合をしてくことの必要性と いう二つのお話しをして、後者についてはその 例として、ささやかではありましたけれども、 精神的損害に対する賠償の問題に関して、若干 お話をした次第です。さりながら、実は日本の 法律家が、研究者であるか実務家であるかを問 わず、法と経済学的なアプローチに対して、い まいち親和性を感じてくれない背景には、もう 少し文化論的な問題もあるのではないかと思 っています。この点に関してやや冗談めかして 言わせてもらいますと、わが国の法律家はいま だに江戸時代の武士階級の支配的イデオロギ ーであったところの朱子学の呪縛から逃れて おらず、「正義を金で語るとは何事か」という 発想、要するに高邁な正義論を金で語りたくな いという気持ちが強くて、それが法と経済学的 な議論を好まない法曹界の現情の原因となっ ているのではないかと思うのです。

しかしながら、ちょっとpedanticになって恐縮ですが、『ニコマコス倫理学』の中でアリストテレスは次のようなことを言っています。すなわち、「正義、特に矯正的正義を実現するためには、正義を数量化することが不可欠であり、これを数量化するための媒体として金銭以外のものをもちいることは現実的ではない」というのですが、まったくそのとおりだと思うわけでして、このことを現代社会で最も雄弁に語れるものこそが法と経済学であると思います。そこで、皆さまには、より一層のご活躍をしていただきますことを心から祈念いたしまして、私のお話を終わらせていただき、あとは皆さまのご質問に答えさせていただきたいと思います。

【太田】: 草野先生、大変刺激的なお話をありがとうございました。ではフロアの方から質問やコメント等をお受けしたいと思います。ちょうど15分残してくださいましたので、よろしくお願いしたいと思います。挙手をして、発言の際には所属とお名前をおっしゃっていただけると、大変幸甚に存じます。いかがでしょうか。質問はございませんでしょうか。では、神田会

長、どうぞ。

【神田】: 大変貴重なお話をありがとうございました。2つご質問させていただきたいと思います。1つは前半の教育の点なのですけど、確かに高校教育・大学教育というのも非常に重要だと思うのですけれども、現実的なやり方として、いっそのこと法曹になった後に、例えば弁護士会の研修ですとか裁判官の研修とかで、数学をやるっていうのでも遅くないように私は思うのですけれども、そういうことは可能なのか。もし実現しないとしたら何か制約となるようなものがあるのかというのが1点目です。

2点目はもうちょっと漠然とした質問です。 後半の方のお話しで、私も不思議に思うのですけれども、なぜ民法ですとか刑法の分野で、おっしゃったような考え方が日本であまり受けないのか、その理由が最後におっしゃったようなところにあるのか、あるいは何かもうちょっと、制度的ないし構造的なところにあるのか。草野さんから見てどんなふうにお感じなのか。確かに、分野によっては、会社法とかでは法と経済学的な考え方は日本でも普及してるといっていと思うのですけれども、どうしてそんなに分野間でギャップが生じるのか。私も謎に思っていまして、答えがないのですけれども、ご感触を、もう少しお聞かせいただければありがたいと思います。

【草野】: ありがとうございます。まず最初の問題についてですが、やっぱり司法試験は法律家になるために避けては通れない一つの大きな壁ですので、それに受かって安心したうえで、あらためて数学や経済学を勉強するというのは一つの方法だと思います。弁護士になってからでもいい、表判官になってからでもいい、それはそれで一つの方法だと思うのですが、できたら語学と数学はできるだけ若いときにやる方が効率的ではあると思います。

次に後者の問題についてですが、例えば家族

法を例に挙げますと、成年後見人の問題が現在 非常に深刻な問題になっていますが、成年後見 人制度がどう機能しているかということは法 と経済学の格好のテーマだと思うのです。です けれどもそういう視点から議論する家族法の 先生を私は存じ上げません。それから、訴訟法 の世界についていうと、ディスカバリーの制度 やクラスアクションの制度もまた法と経済学 の好個のテーマだと思いますが、日本ではそれ が人権の問題としてとか、あるいは、訴訟法の 固有の用語を用いてしか語られていません。な ぜそうであるのかその理由はよくわかりませ ん。わかりませんけど、一つ思うのは、やっぱ り会社法と税法は、アメリカ法を強く継受して るので、アメリカ法学の方法論を受け入れやす いのに対して、民法とか訴訟法の場合は、大陸 法系の制度がもともとあって、大陸法系の方法 論を身につけた学者の先生方が中心になって いるので、アメリカ的なアプローチがあまりお 好きではないのかなって、半分冗談ですけど、 そんな気がいたします。

【太田】: 神田会長、よろしいでしょうか。では青木先生、どうぞ。

【青木(公正取引委員会委員)】: 大変刺激的なお話どうもありがとうございました。私、公正取引委員会の委員なのですけど、もともと経済学者でして、委員になってから特に法曹界の方とか、行政の方と接触する機会ができて、皆さん、話せばわかるのに、もともとその知識に接する機会がなかったのだなって、思うのです。 数学もそうですし、経済もそうです。それを先生のおはなしをきいてまた痛感しました。今日は経済学者も来てますが、経済学者として実務に就いてる法律とか行政の方に、経済をわかりやすく説明、こういうふうに使っていただけるのですというのを説明する、有効な方法っていうのはなんかあったら、ぜひ教えていただきたいです。

【草野】: 私はこの春までずっと弁護士でしたが、弁護士の世界では経済的なセンスがないとやっていけない部分が多いし、ファイナンス理論などもみんな一生懸命勉強しています。問題は裁判所ですが、裁判官には本当に優秀な人が多いんです。ですから、例えば司法研修所で行われている裁判官の研修の中に経済学の研修を取り入れてくれたらいいのではないかなと思います。

あとせっかく青木さんに御発言いただきましたので私の方からお尋ねしたいのですが、日本の独禁法学者は実は経済学的な分析よりも「何が公正な取引なのか」ということに大きな関心がおありなようで、経済学的な意味における厚生の最大化とは違うところで議論していることが多い気がいたします。日本の公取の実務に関しても、「私的独占の禁止」よりも、「公正な取引の確保」に重きを置いた運営がなされてる気がするのですがいかがでしょうか。

【青木】: 確かに原理というかアプローチが少しずれてるようなところがあるかもしれません。ただ経済学っていうのは分析のフレームワークなので、こういう目的のために何をやればいいかっていう分析は、経済学のフレームワークがそれでも使えるのだと思います。逆に今、アメリカで少し競争法は何を最大化するべきなんだっていうのが少し議論になってるぐらいですから。

【草野】: なるほど。

【青木】: たとえば、ディストリビューションを目的に入れるべきなのかといった時にアメリカではやっぱり経済の道具を使ってそれを議論してる人たちがたくさんいます。だから逆にアメリカがちょっとぶれたっていうのは、私たち経済学者にとっていい機会、日本の経済学者にとっていい機会なのかなと思って、こうい

うところがアプローチが違うんだっていうことを説明するのに、経済学は使えると思っているんですが、いかがでしょうか。

【草野】: もちろんそうだと思います。ただ、 私が残念に思うことは、日本の独占禁止法の教 科書にはミクロ経済学の簡単な図式すら載っ ていないということです。そこにちょっと宝の 持ち腐れというものを感じてしまうのですが。

【青木】: ぜひ先生にもご尽力いただいて。司 法試験や研修所で授業に入れるっていうおは なしでしたが、おこがましいお願いで申し訳な いのですがフランスでは一度、フランスの裁判 官を集めて経済学者が講義をする機会があって、それでだいぶ知識が普及して裁判官の方が 理解を示していただけるようにあり、法曹界も やりがいがあるっていうので、少しヨーロッパでは動き出したっていうのを聞いたことがあります。日本でもぜひよろしくお願いいたします。

【草野】: 私も微力ながらがんばるつもりです。

【太田】: 他にございますでしょうか。では、 田中先生、どうぞ。

【田中(東京大学社会科学研究所教授)】: 大変、興味深いお話をありがとうございました。 法学教育について、少し私のご意見を申し上げてから、1点、ご質問をさせていただきたいと思います。日本において、民法など法学の王道で経済学の発想があまり浸透しないのはなぜかということについてですが、教育の仕方として、まず事件を提示して、これをどう解決するのが公正であるかという形で議論をしているということが大きいと思います。

例えば私は、民法については、初めに東京大学の米倉明先生に習って、非常に面白いと思ったのですけれども、米倉先生の講義は、いきな

り不動産の二重譲渡が起きたと。さてどう解決 するかとか、いきなり錯誤で不動産を売ってし まった。さてどう解決するかとか、いきなり面 白い法律問題を出してきて、それをどう解決す るかを議論するんですね。これは、学生にモチ ベーションを与えるには非常に有効だと思う んですけれども、恐らくそれがために、法制度 が具体的な紛争の当事者の利益に与える影響 にしか考えが及ばないということになったん ではないかと思うんですね。

これに対し、会社法の場合、例えば取締役の 責任を論じるときは、その責任が問われている 取締役の利益だけではなくて、例えば経営に対 する萎縮効果とか、そういったことを当然、考 えなければならない。しかしこれに対し、事件 が先にあって、それをどう解決するかを考える というアプローチですと、そういう法制度が人 々に与える影響を全体的に議論することがで きにくくなるのではないかと。これは、事前の 視点と事後の視点といってもいいのかもしれ ませんけども、事前の視点をもう少し早い時期 から教えるというか、法制度が紛争当事者だけ でなくて、社会全体にどういう影響を与えるの かという議論をやっていくのが大事なのでは ないかと思いました。

これが意見で、ここから問題提起です。被害者の資産規模によって、慰謝料の額を変える可能性を議論されていましたが、これは、利益の大きさを支払意欲(willingness to pay; その利益を得るために当事者が支払ってもよいと考える金額)で測ることに伴う問題だと思います。willingness to payで賠償額を測ると、賠償額が保有資産額に依存してくるわけですが、私は、これはwillingness to payの弱点だと考えるべきだと思います。つまり本質的にはwillingness to pay自体に価値があるんじゃなくて、価値があるのはやはり効用というか満足、幸福に価値があるので、willingness to payというのはあくまでそれを測定するものでしかないと思います。

とくにwillingness to payで測定すると、保 有資産額に応じてこれが大きくなるわけで、こ れは言ってみれば、個人の効用を、人によって 伸び縮みするような定規で測っているという ことであり、定規それ自体に問題があると思い ます。実は私は、自分の論文の中で、 willingness to payを基準にすると保有資産額 によって賠償額が変わってしまうなど、個人の 利益を等しく考慮するという観点からは大き な問題が生じるので、たとえば精神的な損害に 関しては、被害者自身の保有資産ではなく、平 均的な資産を持ってる人のwillingness to pay によって損害の大きさを測るのがいいのでは ないかという考えを書いたことがあります。こ の考えについて、ちょっとコメントをいただけ ればと思います。

【草野】: 後の問題の方からお話します。ご指摘の点については私もいつも悩んでいるところですが、ただ、御承知のとおりポズナーはwillingness to payとwillingness to receive は違うんだという議論をしておりまして、慰謝料の場合は、ポズナー風に言うとwillingness to receiveの問題ですので被害者の資産額によって頭打ちになることはないような気がいたします。ただし、より根源的な問題に関して言えば、やっぱり金銭そのものの効用が減少するという議論を取り込まないとよい解決ができないと思います。その点に関しては、伝統的な法と経済学のアプローチはちょっと使いづらいですので、ぜひ先生の方でさらなるモデルをお作りいただきたい思う次第です。

次に前者の問題。会社法の世界で法と経済学の議論をしやすいのは、当事者のいずれも大手の企業や投資家である場合は特にそうですが、別にどっちを勝たせても別に公正とか正義という点からは目くじらを立てる必要もないように思える場合が多いからかもしれません。むしろどういうルールをつくった方が、今後繰り返されるであろう類似の案件で効率的な社会

ができるかという視点を導入しやすいと思う んです。これに対して、やっぱり伝統的な民事 や刑事の事件の場合には、その個別の案件で具 体的な妥当性を実現するにはどうしたらいい のかという視点から議論をする必要性が非常 に強い。その違いは確かにあると思います。

それから、米倉さんの授業の件に関してお尋ねしたいんですが、アメリカのケースメソッドも似たアプローチをとっていますがそれでもその中で法と経済学的な議論を取り入れていますよね。その違いはどこから出てくるのだと思われますか。

【太田】: 田中先生、お答えがあるようでした ら、恐縮ですが、手短にお願いいたします。

【田中】: 私がイエールで受けた授業では、具体的な事件から議論が始まるというところは同じなんですけれども、ひとしきり学生に議論させた後で、先生が法と経済学の観点ではこういう話があるよという感じで説明するというのが多かったと思いますね。

【太田】: 時間が既に到達してしまいましたが、もしもどうしてもこれだけは草野先生にお聞きしたいという方がいらっしゃいましたら、1 つぐらいは延長してお受けできると思いますが、いかがでしょうか。はい、いらっしゃらないようですので、締め切りたいと思います。草野先生、今日は大変興味深い、面白い、刺戟的なお話を本当にありがとうございました。

【草野】: ありがとうございました。

【太田】: どうぞ皆さま、もう一度草野先生へ 拍手をお願いします。